

議案第46号 小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

大規模災害の発生等により、災害対策本部が設置された本市外の地方公共団体の区域内で、災害応急対策に係る業務に従事した職員を対象とした特殊勤務手当を新設するため、所要の改正を行うもの。

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例(平成11年小松島市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(特殊勤務手当の範囲)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 水火震災その他非常事態に対応する職員、救急業務に従事する職員の特務手当は、災害の防除、罹災者の救護及び消防法(昭和23年法律第186号)に定める救急業務_____に従事したときに支給する。</p> <p>5～10 (略)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 災害地に派遣する職員の特務手当</u></p> <p>(特殊勤務手当の範囲)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 水火震災その他非常事態に対応する職員、救急業務に従事する職員の特務手当は、災害の防除、罹災者の救護及び消防法(昭和23年法律第186号)に定める救急業務(<u>第11項に定める業務を除く。</u>)に従事したときに支給する。</p> <p>5～10 (略)</p> <p><u>11 災害地に派遣する職員の特務手当は、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にお</u></p>	<p></p> <p>追加</p> <p>改正 追加</p> <p>追加</p>

別表(第4条関係)

職員の特殊勤務手当表

特殊勤務手当の種類	単位	手当額

備考 管理職手当を支給する者にあつては、4の部、7の部、8の部及び10の部に掲げる手当以外の手当と重複受給できないものとする。

いて、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された市外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る連絡調整の業務、避難所運営の業務、罹災証明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務に従事した職員に支給する。

別表(第4条関係)

職員の特殊勤務手当表

特殊勤務手当の種類	単位	手当額
11 災害地に派遣する職員の特殊勤務手当	1日	1,080円(当該業務の全部又は一部が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合は、1,620円)

備考 管理職手当を支給する者にあつては、4の部、7の部、8の部、10の部及び11の部に掲げる手当以外の手当と重複受給できないものとする。

追加

改正